

新型コロナウイルス感染症対策 第2弾中小企業者応援給付金

○目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、静岡県内で新型コロナウイルス感染症の変異株感染者が確認され、静岡県により「感染拡大緊急警報」が発令されるなど、中小企業者を取り巻く環境は、これまで以上に大変厳しい状況になっている。

そこで、住民生活に密着して地域の経済、雇用を支える大変重要な存在である中小企業者の事業継続を支援するため、速やかに給付金を交付する。

○概要

中小企業者の事業継続を支援するため、経営に大きな影響を受けた中小企業者に給付金を支給する。

○給付要件

対 象 : 市内に事業所を有する中小企業者

支給要件 : 以下の要件をすべて満たすこと

- ・新型コロナウイルスの影響を受け、令和2年12月又は令和3年1月の売上高が前年同月比30%以上減少していること。
- ・上記で対象となった月の前年同月の売上高が10万円以上であること。
- ・市内で6か月以上事業を営んでおり、かつ、今後も事業を営む意思があること。
- ・本給付を受けられるのは1回限り。

○申請受付期間

令和3年2月12日（金）から3月15日（月）

○給付額

10万円

○予算額

150,000千円

算出根拠：100,000円×1,500者

お問い合わせ

島田市産業観光部商工課

商工政策係 担当：安達

電話：0547-36-7146

FAX：0547-36-8200